

ときがわ町浄化槽事業概要

令和6年 11 月

ときがわ町水道課

目 次

1	ときがわ町の概要	1
2	ときがわ町浄化槽事業の概要	2
	(1) 事業の沿革	2
	(2) 汚水処理人口普及率と設置基数の推移	3
	(3) 処理促進区域の概要	4
	(4) 浄化槽の概要	4
	(5) 経営状況の概要	5
	(6) 実施体制	8

1 ときがわ町の概要

ときがわ町は、平成18年2月1日に都幾川村、玉川村が合併して誕生しました。埼玉県ほぼ中央の比企郡西部に位置し、都心から55km圏内にあります。

東は嵐山町、西は秩父市、横瀬町、南は鳩山町、越生町、飯能市、北は東秩父村、小川町に接しており、町域面積55.90km²を有しています（東西約13km、南北約9km）。

地形的には、秩父山地東縁から東松山台地に接する所に位置し、外秩父山地が武蔵野に接する比企西部山間地域に属しています。

西部は大半を森林で囲まれた山間地域となっており、東に向かって山地、丘陵地、台地に至る里山地域から構成されています。町内には都幾川、雀川が流れており、町域の約7割を占める山林は、両河川の水源となっています。

人口は、国勢調査結果によると平成7年をピークに減少する傾向となっています。

■ ときがわ町の位置図



■ ときがわ町人口・世帯数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
総人口	12,262	12,062	11,851	11,640	11,475	11,217	11,069	10,899	10,759	10,589
世帯数	4,731	4,705	4,708	4,712	4,720	4,712	4,741	4,744	4,739	4,739

(出典：ときがわ町ホームページ 1月人口)

2 ときがわ町浄化槽事業の概要

(1) 事業の沿革

公共浄化槽事業とは、市町村が主体となってし尿及び雑排水を処理する浄化槽を設置し、維持管理を行う事業です。浄化槽本体と標準的な工事について、市町村が国庫補助金や下水道事業債等を財源に設置費用負担を行うため、個人の負担額は大幅に軽減されます。

ときがわ町では、平成 15 年度に都幾川村、平成 17 年度に玉川村で特別会計を設置し、事業を開始しました。その後、平成 18 年 2 月 1 日に合併となり、「ときがわ町浄化槽設置管理事業特別会計」となりました。

平成 15 年度に生活排水処理基本計画を策定し、浄化槽整備について計画を示し、その後 5 年毎に人口減少や社会情勢を踏まえて見直しを行ってきました。

令和 6 年 4 月 1 日からは、地方公営企業法の全部を適用（以下、法適用という。）し、名称を「ときがわ町浄化槽事業」に変更しました。これまでの「特別会計（現金主義・単式簿記）」から「公営企業会計（発生主義・複式簿記）」へ移行し、経営指標や財政状態を把握することができるようになりました。

浄化槽事業の沿革は以下のとおりです。

	内 容	
平成 15 年度	全体計画人口 4,276 人 計画処理能力 853 m ³ /日	都幾川村で事業開始 生活排水処理基本計画策定
平成 17 年度	全体計画人口 8,776 人 計画一日処理能力 1,753 m ³ /日	玉川村で事業開始 ※計画値は都幾川村、玉川村の合計
平成 18 年度	全体計画人口 8,776 人 計画処理能力 1,753 m ³ /日	合併によりときがわ町となり、 「ときがわ町浄化槽設置管理事業特別会計」を設置
平成 22 年度	全体計画人口 11,600 人 計画処理能力 2,320 m ³ /日	生活排水処理基本計画の見直し
平成 27 年度	全体計画人口 9,900 人 計画処理能力 1,980 m ³ /日	生活排水処理基本計画の見直し
令和 2 年度	全体計画人口 9,686 人 計画処理能力 1,937 m ³ /日	生活排水処理基本計画の見直し
令和 6 年度	全体計画人口 9,686 人 計画一日処理能力 1,937 m ³ /日	法適用となり、公営企業会計に移行 「ときがわ町浄化槽事業会計」に名称 を変更

(出典：ときがわ町浄化槽設置管理事業特別会計決算状況調査、ときがわ町生活排水処理基本計画)

(2) 汚水処理人口普及率と設置基数の推移

汚水処理人口普及率^(※注1)については、浄化槽設置総基数の増加により、順調に伸び続けてきましたが、国は令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%を目標にしており、この数値には及ばない見込みとなっています。

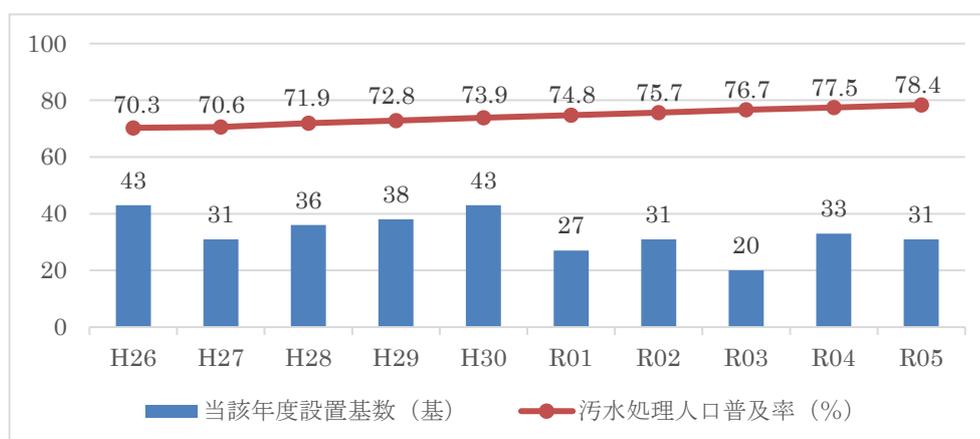
また、1年度当たりの浄化槽設置基数については、平成16年度の115基をピークに、近年では30基程度に留まっています。

これらの理由としては、人口減少や高齢化による家屋の後継者不足、金銭面の不安等が原因で、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から浄化槽への入替（以下、転換という。）があまり進まないことが考えられます。

※注1：各年度末時点の人口に対し、公共下水道、集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
汚水処理人口 (人)	8,423	8,313	8,308	8,298	8,277	8,246	8,230	8,225	8,153	8,130
汚水処理 人口普及率 (%)	70.3	70.6	71.9	72.8	73.9	74.8	75.7	76.7	77.5	78.4
町設置のみ 汚水処理人口 (人)	3,020	3,101	3,190	3,303	3,426	3,496	3,576	3,621	3,713	3,796
当該年度設置基数 (基)	43	31	36	38	43	27	31	20	33	31
設置総基数 (基)	833	864	900	938	981	1,008	1,039	1,059	1,092	1,123

(出典：決算状況調査、汚水処理人口調査)

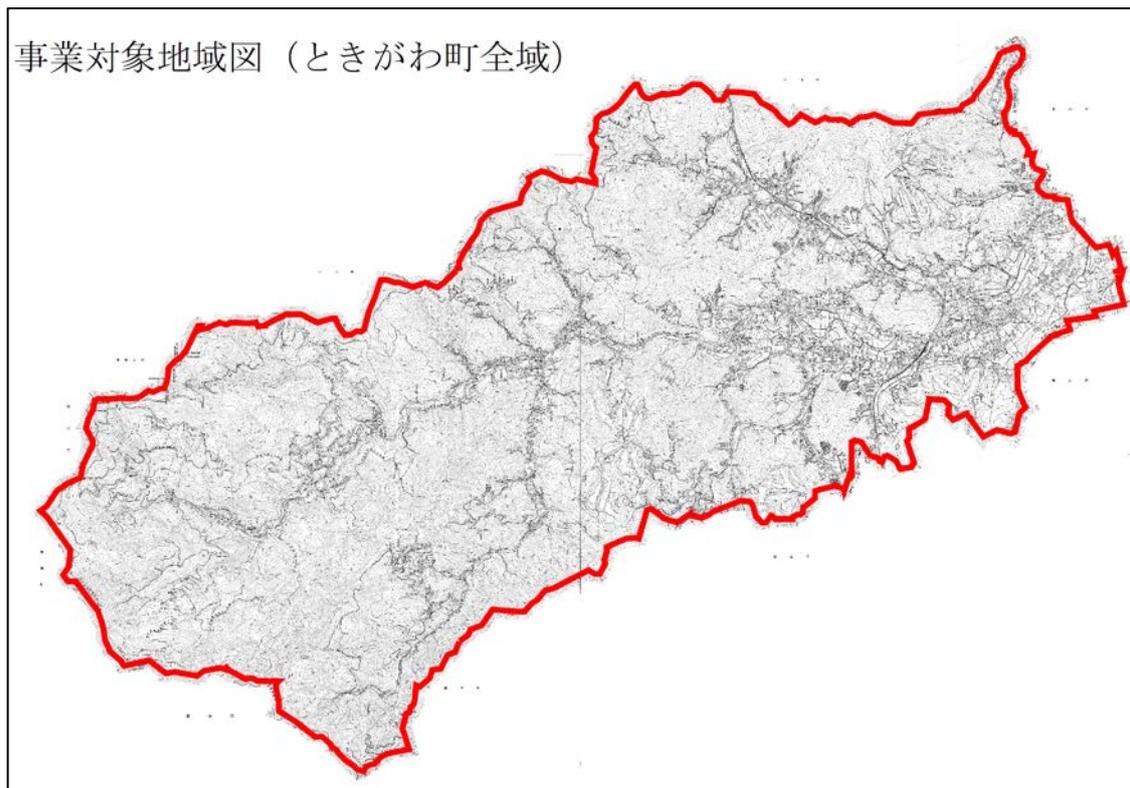


(3) 処理促進区域の概要

ときがわ町浄化槽事業の処理促進区域は、町内全域(行政区域内面積 約 55.90km²)としています。

設置場所は、町役場本庁舎(旧玉川村役場)がある旧玉川村地区とそれに隣接し、第二庁舎(旧都幾川村役場)の周辺地域に約80%が集中している状況であります。

なお、ときがわ町には、個人で浄化槽を設置し、維持管理を行う個人設置型の浄化槽の他、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している方もおり、これらの転換を推奨しております。



(4) 浄化槽の概要

ときがわ町では、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が95パーセント以上、放流水のBODが10mg/L(日間平均値)以下及び放流水の総窒素濃度が10mg/L(日間平均値)以下の機能を有する浄化槽を採用しております。

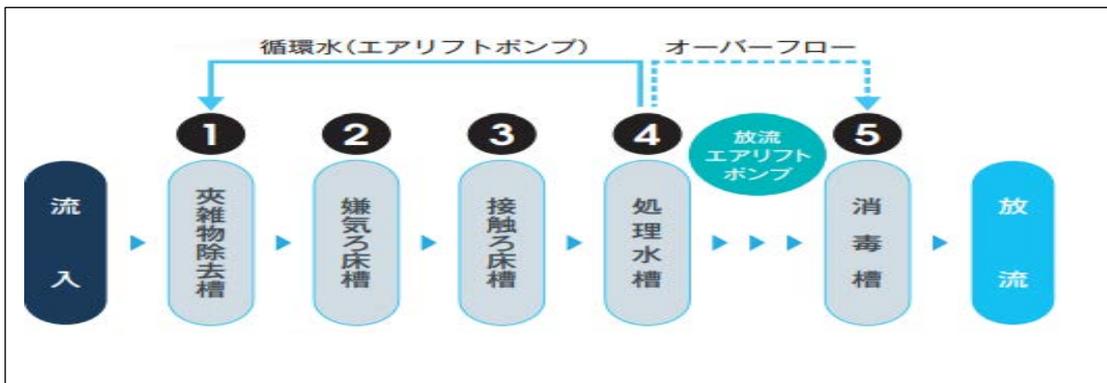
この浄化槽は、「高度処理型浄化槽」と呼ばれ、通常の浄化槽よりも処理性能が高く、より水環境に配慮したものとなります。

耐用年数は28年となっており、事業開始当初に設置した浄化槽については、間もなく耐用年数を迎えることとなります。現在、保守点検等で浄化槽に異常が発見された場合は、その都度修繕を実施していますが、今後浄化槽の長寿命化について検討していくことが課題となっています。



◆1日の汚濁物質(40g)の処理性能比較(1人当たり)

高度処理型浄化槽	→ 2 g
浄化槽	→ 4 g
単独処理浄化槽	→ 32 g
くみ取り便槽	→ 27 g



(出展：フジクリーン工業株式会社 (令和6年度採用機種メーカー) HP

https://www.fujiclean.co.jp/product/jokaso/small/cen_eco.html

(5) 経営状況の概要

浄化槽事業は、令和5年度までは特別会計で、単式簿記による処理をしておりましたが、令和6年度から法適用により公営企業会計となったことから、予算は収益的収支と資本的収支の2本立てとなり、複式簿記で処理されることになりました。

特別会計では、収益的収支と資本的収支の考えはありませんが、決算状況調査を実施しており、参考までにこれらに該当するものを確認することができます。

収益的収支(3条)に該当するものは、使用料などの収入と経営に必要な費用を示すものです。浄化槽事業の経営の特徴は、使用料収入のほか一般会計からの繰入れを行っています。

使用料体系については、消費税率の改定を除き、平成15年度に事業を開始して以来、改定を行っておりません。

資本的収支(4条)に該当するものは、浄化槽設置などの投資に必要な財源及びその費用を示しています。収入の主なものは、地方債の借入や国庫補助金、県補助金、分担金や一般会計からの繰入れなどで、支出は浄化槽設置に係る建設改良費や地方債元金の償還となります。

収益的収支・資本的収支の概要

・収益的収支（3条）

単位（千円・税込）

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
総収入	77,421	79,335	78,714	83,479	83,813	91,367	91,469	92,729	105,727	116,112
うち 使用料収入	38,815	40,331	42,149	44,523	42,748	49,902	53,062	52,817	55,160	58,165
うち 一般会計繰入金	37,893	38,838	36,565	38,956	41,065	41,465	38,407	39,912	50,556	57,951
総支出	66,131	67,443	66,635	69,923	69,916	75,651	75,887	78,312	91,536	84,869
うち 職員給与費	16,941	16,590	12,692	13,552	14,142	14,338	14,266	14,055	18,923	19,871
うち 下水道事業 債等利息	7,918	7,921	7,750	7,568	7,390	7,171	6,893	6,637	6,382	6,209
うち 修繕費	5,918	5,405	7,132	7,384	7,696	6,828	4,775	5,205	6,864	4,621
収支差引	11,290	11,892	12,079	13,556	13,897	15,716	15,582	14,417	14,191	31,253

・資本的収支（4条）

単位（千円・税込）

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
総収入	49,705	36,615	40,264	58,773	50,386	30,744	36,705	25,526	41,289	35,666
うち 地方債	16,800	11,100	12,000	15,500	13,800	8,800	13,100	12,600	16,700	16,300
うち 国庫補助金	21,479	15,968	17,956	25,329	21,283	13,366	13,522	7,602	12,624	11,271
うち 県補助金	4,000	4,430	3,600	4,800	8,000	4,000	5,200	2,000	5,000	2,500
うち 分担金	5,630	4,529	5,855	12,455	5,880	3,700	4,031	3,022	4,663	5,137
うち 一般会計繰入金	1,166	588	853	689	1,423	908	852	302	2,302	458
総支出	59,100	47,917	52,465	71,885	64,708	46,362	53,179	39,736	54,372	52,881
うち 建設改良費	49,705	36,615	40,264	58,733	50,386	30,774	36,705	22,526	36,089	33,166
うち 地方債償 還金	10,025	11,302	12,201	13,112	14,322	15,588	16,474	17,210	18,283	19,715
収支差引	△10,025	△11,302	△12,201	△13,112	△14,322	△15,588	△16,474	△14,210	△13,083	△17,215

（※注2）

消費税率 （参考）	8%	8%	8%	8%	8%	8% 10%	10%	10%	10%	10%
--------------	----	----	----	----	----	-----------	-----	-----	-----	-----

※注2：R01は消費税法の改正により、10月1日から10%となりました。

・一般会計実繰入金

単位（千円・税込）

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
繰入金計	39,059	39,426	37,418	39,645	42,488	42,373	39,259	40,214	52,858	58,409
うち 3条	37,893	38,838	36,565	38,956	41,065	41,465	38,407	39,912	50,556	57,951
うち 4条	1,166	588	853	689	1,423	908	852	302	2,302	458

・地方債（借入金）

単位（千円・税込）

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
借入額	16,800	111,000	12,000	15,500	13,800	8,800	13,100	12,600	16,700	18,700
うち 下水道事業債	16,800	111,000	12,000	15,500	13,800	8,800	13,100	9,600	11,500	6,900
うち 公営企業会計適用債	0	0	0	0	0	0	0	3,000	5,200	0
うち 過疎対策事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,800
元金償還額	10,025	11,302	12,201	13,112	14,322	15,588	16,474	17,210	18,283	19,715
うち 下水道事業債	10,025	11,302	12,201	13,112	14,322	15,588	16,474	17,210	17,983	18,895
うち 公営企業会計適用債	0	0	0	0	0	0	0	0	300	820
うち 過疎対策事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元金現在高	419,208	419,006	418,805	421,193	420,671	413,884	410,510	405,900	404,317	403,302
うち 下水道事業債	419,208	419,006	418,805	421,193	420,671	413,884	410,510	402,900	396,417	384,422
うち 公営企業会計適用債	0	0	0	0	0	0	0	3,000	7,900	7,080
うち 過疎対策事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,800
利子現在高	103,283	96,359	89,905	93,010	77,860	71,160	65,443	60,040	56,514	52,644
うち 下水道事業債	103,283	96,359	89,905	93,010	77,860	71,160	65,443	60,018	56,379	51,977
うち 公営企業会計適用債	0	0	0	0	0	0	0	22	135	110
うち 過疎対策事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	557

（出典：決算状況調査）

(6) 実施体制

・水道課



※令和5年4月1日から役場の組織改革により、水道課に浄化槽事業が統合されました。

※課長、主幹は水道事業と兼務になります。

・職員数の推移

単位 (人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
職員数	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3